

---

令和 7 年度第 9 回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和 7 年 1 2 月 9 日 (火) 13 時 30 分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12 番 安部 寛		
会長職務代理者	13 番 山根 祐一	14 番 川村 忠幸	
委員	1 番 田中 孝幸	2 番 東田 輝正	
	3 番 明治 良一	4 番 岸本 慶子	
	5 番 衣笠 指図	6 番 横野 俊彦	
	7 番 大村 祥一朗	8 番 上田 正人	
	10 番 細田 邦男		

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	岸本 政明	横山 茂
	猪本 正己	佐藤 洋一
	藤田 榮一郎	鎌谷 一也
	山田 裕人	保田 公範
	公賀 義高	中嶋 美枝子

4. 欠席委員 大谷 誠一 山本 知司 中山 浩一

5. 議事日程

- |     |                                  |            |           |
|-----|----------------------------------|------------|-----------|
| 第 1 | 議事録署名委員の指名                       | 14 番 川村 忠幸 | 1 番 田中 孝幸 |
| 第 2 | 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について |            |           |
|     | 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について |            |           |
|     | 3 農地法施行規則第 29 条の規定による転用届出書について   |            |           |
|     | 4 非農地証明願について                     |            |           |
|     | 5 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について  |            |           |
| 第 3 | 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請審議について |            |           |
| 第 4 | 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について         |            |           |
| 第 5 | その他                              |            |           |

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係長 尾崎 千穂  
主 任 奥谷 真好

## 6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、大谷誠一委員、山本知司委員、中山浩一推進委員の3名です。

農業委員 出席者数 12名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和7年度第9回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、14番川村忠幸委員、1番田中孝幸委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に日程第2、報告事項です。挨拶の時に報告しましたので、私からはありませんが、皆さんの方で報告がありましたらよろしくお願いしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようですので、事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を5件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は7件です。記載事項がもなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。6ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は1件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。こちらは、貸出人から担い手育成機構の方に貸し出されておりましたが、圃場の条件が少し悪いようで、なかなか借り手が見つからないということで、この度いったん解約ということになっております。

報告3 農地法施行規則該当転用届を受理しましたので報告します。7ページをご覧ください。今月は1件で農業用倉庫です。問題ありませんでしたので受理しました。

報告4 非農地証明願について。1件の申請がありました。8ページをご覧ください。【受付番号 7-1】下濃●●●●。年月日は不詳ですが、墓地の道路整備の際に、隣地の下濃●●●●と分断され

事務局	<p>た農地であり、現在は墓地の法面の様相を呈しています。</p> <p>現地確認を山根委員、大谷委員、鎌谷推進委員、及び事務局で確認し、妥当であると判断しました。</p> <p>報告5 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。9ページをご覧ください。1件の該当事業がありました。事業内容が確認できましたので、問題なしと判断し受理しました。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。</p>
委員一同	<p>(質疑なし)</p>
議長（会長）	<p>はい、意見がないようですので、次に移らせていただきます。</p> <p>続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号 22-1について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。</p> <p>受付番号 22-1について説明します。</p> <p><b>【議案第1号 受付番号 22-1 朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地 門尾地内</p> <p>登記地目：畑 現況地目：畑</p> <p>面積 128 m<sup>2</sup></p> <p>譲渡人の●●●●さんと譲受人の●●●●さんは、本家と分家の関係にあります。</p> <p>理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは相続により当該農地を取得されました。その後、八頭町の家も引き払って●●へ移住され、現在は●●に在住です。当該農地は、●●●●さんが転出されて以降、譲受人の●●●●さんのご両親が草刈り管理をされておられ、●●さんも引き継がれて野菜や花を栽培されていました。●●●●さんも高齢になったこともあり、実態に即して所有権移転の手続きをされるということで、売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、受人の●●●●さんは所有する農地で水稻や野菜、果樹を栽培されており、申請地でも野菜を栽培される予定です。</p> <p>通作については、申請地は自宅裏であり、問題はありません。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●●●さんは60年程度、奥さんは50年程度農業従事期間がありますので、問題はないと思われます。</p>

事務局	最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、周辺は宅地や畠に囲まれている農地であり、申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。この件につきましては、4番岸本慶子委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
岸本委員	4番岸本です。報告します。この土地は●●●●さんの自宅のそばにあり、●●●●さんが不在のため、●●さんの両親が管理耕作しておられました。●●さんの代になっても管理しておられたのですが、お互いに高齢になるため、今のうちに所有権移転ということです。 所有権移転後も●●さんと同じ敷地内に住んでおられる息子さんと管理されるということです。●●さんと●●さんの代理人は同じ行政書士さんだったので、12月8日、確認の電話をしました。相違ないということでしたので、問題ないと思います。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号22-1につきまして、質問意見等がある方についてはお願いしたいと思います。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は举手をお願いします。
委員一同	(全員举手)
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号22-1について、申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号23-2について、事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号23-2について説明します。 <b>【議案第1号 受付番号23-2朗読後、説明】</b> 土地の所在地 徳丸地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,810 m <sup>2</sup> 土地の所在地 徳丸地内 登記地目：田 現況地目：田

事務局	<p>面積 1,943 m<sup>2</sup>          土地の所在地 徳丸地内          登記地目：田 現況地目：田          面積 1,472 m<sup>2</sup></p> <p>理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは、自作ができないため、法人へ耕作を依頼されていました。以前からどなたかに譲渡したい意向があり、受け手を探しておられたところ、小別府の専業農家である譲受人の●●●さんが経営規模を拡大したい意向があることを聞き、譲渡の相談をされたところ売買の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●●さんは所有する農地で水稻や柿を栽培されており、この度買い受ける農地でも水稻を栽培される予定です。</p> <p>通作については、現在の住所は●●ですが、●●●に実家があり、1年のうち9ヶ月程度は実家に滞在されており、その実家から申請地までは概ね3km程度でありますので問題はないと思われます。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●さんは、10年程度農作業の従事経験があり、また一緒に耕作されている息子さんも3年程度農作業の従事期間がありますので問題はないと思われます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、周辺は田であり、申請地は引き続き水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p> <p>補足ですが、●●さんは7年ほど前から、主に●●●や●●●を中心に耕作放棄地を買い受けて柿や水稻を栽培されています。息子さんは3年前に●●●に転入され、お父さんと一緒に専業で農業をされています。現在は息子さんへ少しづつ経営継承をされていますが、すべての農地をひとまず自分の名義にしておきたいということで、●●さんが譲受人となられたと伺っています。今後は徳丸地域にも経営規模を拡大する意向もあります。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきましては、7番大村祥一朗委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。</p>
大村委員	<p>7番大村です。報告します。12月6日に●●さん、お父様と息子さんと双方に電話で連絡させていただきまして、意思の確認もさせていただきました。息子さんですが、今、●●●のあたりで約1ヘクタール弱ぐらい水稻を栽培されているということで、これから</p>

大村委員	も規模拡大を進めていきたいという想いでした。 お父さんもこの話がまとまれば、すぐに次の準備にかかりたいというお話をされておられました。●●さんも今日お会いして、お話しして、お互い双方、合意されということを確認しましたので、問題なしかと思われます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。受付番号 23-2 につきまして、質問意見等がある方はお願いしたいと思います。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 23-2 について、申請どおり決定といたします。 以上で、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第 4 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について、事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。 議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和 7 年 11 月 28 日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。 それでは、整理番号 222-1 から 267-46 について説明します。 この度は貸借のみです。 鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 124,191 m <sup>2</sup> (81 筆) を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人 3 社へ 48,947 m <sup>2</sup> (27 筆) 、その他 18 名の個人耕作者へ 75,244 m <sup>2</sup> (54 筆) を貸付けます。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。それでは審議を行います。整理番号 222-1 から 267-46 につきまして、質問意見等がある方についてはお願いしたいと思います。東田委員。

東田 委員	2 番目東田です。すいません。12 ページの整理番号 248-27。このことで、備考の欄に機構中間保有地再生活用事業となっておりますけど、この事業はどういう事業ですか。ちょっと教えてもらいたいと思います。
議長（会長）	では、事務局お願いします。
事務局	これまで何件かさせていただいておりますが、以前、樹園地であったようなところが、今、果樹の栽培をしておられないところを機構の方が一旦保有をしまして、機構に貸し出しをしまして、そちらの方で抜根して整地をして、また水田に戻すという作業をしたところになります。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
東田 委員	柿畠を水田に戻すということですか。
事務局	そうです。
東田 委員	はい、ありがとうございました。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。他にご質問・意見等がある方につきましてはよろしくお願いしたいと思いますけれども。
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は举手をお願いします。
委員一同	(全員举手)
議長（会長）	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号 222-1 から 267-46 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について審議を終了します。 続きまして、日程第 5 その他について、事務局より説明願います。
事務局	1. 賃借料情報について

井上推進委員	過去の賃借料について質問、内容省略
事務局	2. 農業委員・農地利用最適化推進委員の公募について ※啓発動画視聴
上田委員	国中地域の選出状況について報告、内容省略
川村委員	女性委員の候補者について質問、内容省略
事務局	3. 令和 7 年度鳥取県農業委員会女性協議会第 2 回研修会の開催について 4. 情報提供 5. 次回 1 月定例会  次回の農業委員会は 1 月 13 日（火）15 時 30 分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。よろしくお願ひいたします。以上です。
議長（会長）	その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。
委員一同	（なし）
議長（会長）	無いようですので、以上で第 9 回農業委員会を終了します。 終了（14 時 35 分）